

市営建設関連業務に係る指名停止等措置基準の運用基準

平成 26 年 4 月 1 日

契約検査課長通知

平成 31 年 2 月 13 日改正

1 趣旨

この基準は、市営建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 26 年 3 月 31 日告示第 53 号。以下「措置基準」という。）を適正に運用するために必要な事項を定めるものとする。

2 本文の運用

(1) 第 3 条関係（指名停止）

ア 「特に重大と認められる事案」とは、別表（2）各項に係る措置要件中市職員に対して行った贈賄容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき等、市が第一義的に量定を行う事案など、契約管財課長が必要と認める事案を指すものとする。

イ 「指名停止に係る資格者を現に指名しているとき」とは、指名停止の決定日前に既に指名通知がなされ、指名停止の決定日において指名競争入札が行われていない業務に係る指名を指すものであること。

(2) 第 4 条関係（再受託者に関する指名停止）

資格者である再受託者を発生原因者として指名停止を行う場合にあっては、資格者である受注者に対しても同一事由により指名停止をするものとする。

(3) 第 5 条関係（指名停止の期間の特例）

ア 指名停止期間の加重について

(ア) 措置基準第 5 条第 2 項第 1 号に該当する場合

同一の資格者が、指名停止期間中に指名停止の措置要件に該当する事案を発生させた場合で、当該事案の指名停止期間の満了日が、当初の指名停止期間の満了日以前であるときは当初の指名停止期間に「(当初の指名停止期間中に発生した事案数) × 1 月」の期間、当該事案のうちその指名停止期間の満了日が当初の指名停止期間の満了日後となるものがあるときは当該指名停止期間の満了日が当初の指名停止期間の満了日後となるものに「(1 + 当初の指名停止期間の開始日から当該指名停止期間の満了日までの間に発生した事案数) × 1 月」の期間を加重したものをその者に対する指名停止期間とする。

(イ) 措置基準第 5 条第 2 項第 2 号に該当する場合

同一の資格者が、同時期に、指名停止の措置要件に該当する複数の事案を発生させた場合は、その各事案における指名停止期間のうち最も長いものに「当該複数の事案数 × 1 月」の期間を加重したものをその者に対する指名停止期間とする。

(ウ) 措置基準第 5 条第 2 項第 3 号に該当する場合

a 指名停止の期間満了後、3 年を経過しないうちに再度指名停止の要件に該当することとなった場合は、指名停止期間 1 月を加重措置する。

b 指名停止の期間満了後、3 年を経過しないうちに指名停止の要件に該当することとなった場合で、当該 3 年間に於いて指名停止措置の実績事案が複数あるときは、「当該実績件数 × 1 月」の指名停止期間を加重措置する。

イ 「情状酌量すべき特別の理由」とは、贈賄事案において、発注機関の職員から強要されてやむなく贈賄した場合等又は入札事案において、事故、病気その他不測の事態による事実が証明され、やむを得ないものと認められる場合とする。

ウ 「極めて悪質な理由」とは、贈賄事案又は不正不誠実事案において、適用基準に該当する違法行為等を何度も繰り返していた場合等とする。

(4) 第6条関係（指名停止期間の変更等）

「情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由があることが明らかとなったとき」とは、前号イ及びウに掲げた事由等が警察、検察等によるその後の調査等で判明した場合とする。

(5) 第8条関係（指名停止の通報）

市営建設関連業務を所管する部課長等は、その分掌する事務に関し、資格者が指名停止等の措置事由に該当すると認められたときは、遅滞なく契約管財課長に報告するものとする。

(6) 第10条関係（随意契約の相手方の制限）

「やむを得ない理由」とは、契約できる相手方が指名停止期間中の資格者のみであり、次のいずれかに該当する場合とする。

ア 災害時の応急業務等で緊急を要するとき。

イ 当該指名停止の資格者が特許を有するとき。

ウ 指名停止期間中に契約しなければ著しく不利になると認められるとき。

3 別表の運用

(1) 別表(1)第2項及び第3項関係（過失による粗雑成果物）

ア 「過失により業務を粗雑にしたと認められるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

(ア) 会計検査院の検査又は岩手県監査委員若しくは市監査委員の監査において、成果物が不良であるとして文書により指摘されたとき。

(イ) 完成検査等において成果物が不良であるとして指摘されたとき。

(ウ) 業務の遂行管理が不良で再三指摘されても改善しないとき。

イ 「市が出資している公社等」とは、市が2分の1以上出資している団体とする。

ウ 「特殊法人等」とは、公共業務の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に定める法人とする。

エ 「市が指導監督の責務を負っているもの」とは、補助事業による業務を指すものとする。

(2) 別表(1)第4項関係（契約違反）

「契約に違反し、建設関連業務の委託契約の相手方として不相当であると認められるとき」とは、次に掲げるような事例を指すものとする。

ア 業務の全部を一括して第三者に請け負わせたとき。

イ 正当な理由がなく業務を契約期間内に完成せず、履行遅滞となり、遅延利息を徴収されたとき。

(3) 別表(1)第5項から第8項関係（公衆損害事故及び業務関係者事故）

ア 市営建設関連業務における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置して

いない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となったとき。

(イ) 警察署、労働基準監督署等による当該業務の受注者の逮捕、送検等が行われたとき。

イ 一般の業務における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 警察署、労働基準監督署等による当該業務の管理技術者等の逮捕、送検等が行われたとき。

(イ) 新聞報道、公表された業務事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての受注者の責任が明白であることが判断できるとき。

ウ 市営建設関連業務及び一般の業務のいずれにおいても、次に掲げる場合は、原則として指名停止を行わないものとする。

(ア) 事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められるとき。

(イ) 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められるとき。

エ 「公衆」とは、通行人、隣家の住人等の当該業務関係者以外の全ての者を指すものとする。

オ 「重傷者」とは、当該業務の履行にあたり次の傷害を受けた者とする。

(ア) 脊柱の骨折

(イ) 上腕又は前腕の骨折

(ウ) 大腿又は下腿の骨折

(エ) 内臓の破裂

(オ) 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

(カ) 14日以上病院に入院することを要する傷害

(キ) その他(ア)から(エ)に掲げるものと同程度以上の傷害

カ 「軽傷者」とは、当該業務により11日以上医師の治療を要する傷害を受けた者(重傷者を除く。)とする。

キ 同一の事故で死亡者、重傷者及び軽傷者が生じた場合の指名停止の期間は、別表のとおりとする。

ク 同一の事故で死傷者が多数発生し、適用基準の期間を超えて措置する必要があると認められるときは、措置基準第5条第5項の規定を適用する。

ケ 業務現場から離れた場所において発生した事故が業務事故であるか否かの判断は、労働基準監督署等の事故の取扱いにより判断するものとする。

コ 別表(1)の適用範囲については、市営建設関連業務及び宮古市の区域において施工される建設工事に係る建設関連業務について適用するものとする。

(4) 別表(2)第1項関係(贈賄)

役員、使用人を問わず、贈賄行為について市内の他の公共機関の職員に対して行ったものについては、宮古市の区域内で発生したものに限定して適用するものとする。

(5) 別表(2)第2項関係(独占禁止法違反)

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の資格者の業務全般をいう。

(6) 別表(2)第4項関係(不正又は不誠実な行為)

ア 「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設関連業務の委託契約の相手方として不相当で

あると認められるとき」とは、個人の私生活上の行為以外の資格者の業務全般において、次に掲げるような事例を指すものとする。

- (ア) 従業員又は再受託者に対し、正当な理由がなく賃金又は再受託代金の不払があったとき。
- (イ) 測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務に関して法令違反により行政処分を受けたとき。
- (ウ) 脱税、詐欺、過積載等の法令違反により逮捕、送検等がなされたとき。
- (エ) 別表(1)及び(2)に該当する事案について、再三にわたり措置基準第12条の規定による警告又は注意を受けたにもかかわらず、その内容が改善されず悪質であると認められるとき。
- (オ) 市発注の業務において、落札決定後の辞退、有資格者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合。

イ 「業務に関し不正又は不誠実な行為」のうち、宮古市の区域において産業廃棄物の不法投棄により代表者、役員等が廃棄物処理法違反で逮捕、送検等された場合は、悪質性が大きいとして別表(2)第5項(1)エを適用し、指名停止9月とする。

(別表)

措置要件の区分		事故の内容	期間
公衆損害事故	第5項 市発注業務	重傷者1名と軽傷者1名の時	4月
		重傷者1名と軽傷者2～3名の時	5月
		重傷者2名と軽傷者1名の時	
	第6項 一般業務	死亡者1名と重傷者又は軽傷者1名の時	6月
		重傷者1名と軽傷者4名以上の時	
重傷者2名以上と軽傷者2名以上の時			
業務関係者事故	第7項 市発注業務	重傷者1名と軽傷者1～4名の時	3月
		重傷者2名と軽傷者1～2名の時	
	第8項 一般業務	死亡者1名と重傷者又は軽傷者1名の時	4月
		重傷者1名と軽傷者5名以上の時	
		重傷者2名と軽傷者3名以上の時	
第8項 一般業務	重傷者1名と軽傷者2名以上の時	2月	

附 則

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成31年2月13日から適用する。